

社債権者集会招集者
株式会社マクロミル 御中

2025年 月 日

社債権者	住所		
	氏名・商号		実印
	代表者名		

[代理人により当日ご出席の場合]

代理人	住所		
	氏名		

※代理人により当日ご出席の場合は、集会当日に、委任状を必ずご持参下さい。

株式会社マクロミル

第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

社債権者集会

議決権行使書面

2025年7月31日開催の株式会社マクロミル第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP386303BM65）（以下「本社債」といいます。）における社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使いたします。延期又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

- 議案：第4回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- 議決権の額 億円（保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容

	議案に対する賛否
議案	賛・否

※賛・否のいずれかに○をつけて下さい

なお、不統一行使を行う場合は「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面を記入して下さい。

裏面記載のとおり不統一行使を行う	
------------------	--

※○を記載のうえ裏面へ

<議決権の不統一行使の内容>

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入下さい。○がない場合は、裏面の記載内容はすべて無効とさせていただきます。
- ・議案に対する賛および否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

(留意事項)

- 本書は、本集會にて議決権を行使いただく際にも必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号及び議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前にご記載いただき、ご捺印の上、本集會の開催日に必ずご持参くださるようお願い申し上げます。
- また、本集會にご出席なさらず、会社法第726条第1項の規定に基づく事前の書面による議決権行使をご希望される場合には、本書に、日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記載いただき、ご捺印の上、印鑑証明書とともに、2025年7月30日（水）午後5時（必着）までに株式会社マクロミル 社債権者集會担当宛まで郵送にてご提出ください。なお、既に印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
ただし、書面による議決権行使の場合、以下についてご留意下さい。
 - ・同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に上記宛先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もないものとして取扱います。
 - ・議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- 表面「2. 議決権の額」に記載されている金額と本集會の開催日の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に基づき直近上位機関から交付を受けた書面（86条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。
- 議決権の不統一行使を行う場合には、2025年7月27日（日）（必着）までに別紙「議決権の不統一行使通知」を株式会社マクロミル 社債権者集會担当 宛まで郵送にてご提出ください。

<招集者使用欄>

通番

<事前書面行使>

受付日	印照	検印

<当日出席行使>

本人確認	印照	委任状	検印

<行使結果>

議決権額（86条証明） 億円	→	賛	否	不行使	不統一行使通知

社債権者集会招集者
株式会社マクロミル 御中

社債権者	住 所		
	氏名・商号		実印
	代表者名		

[代理人により当日ご出席の場合]

代 理 人	住 所		
	氏 名		

※代理人により当日ご出席の場合は、集会当日に、委任状を必ずご持参下さい。

株式会社マクロミル
第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
社債権者集会
議決権行使書面

2025年7月31日開催の株式会社マクロミル第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP386303AP63）（以下「本社債」といいます。）における社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使いたします。延期又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

- 議 案：第5回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- 議決権の額 億円 （保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容

	議案に対する賛否	
議 案	賛 ・ 否	※賛・否のいずれかに○をつけて下さい

なお、不統一行使を行う場合は「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面を記入して下さい。

裏面記載のとおり不統一行使を行う	※○を記載のうえ裏面へ
------------------	-------------

<議決権の不統一行使の内容>

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入下さい。○がない場合は、裏面の記載内容はすべて無効とさせていただきます。
- ・議案に対する賛および否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

(留意事項)

- 本書は、本集會にて議決権を行使いただく際にも必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号及び議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前にご記載いただき、ご捺印の上、本集會の開催日に必ずご持参くださるようお願い申し上げます。
- また、本集會にご出席なさらず、会社法第726条第1項の規定に基づく事前の書面による議決権行使をご希望される場合には、本書に、日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記載いただき、ご捺印の上、印鑑証明書とともに、2025年7月30日（水）午後5時（必着）までに株式会社マクロミル 社債権者集會担当宛まで郵送にてご提出ください。なお、既に印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
ただし、書面による議決権行使の場合、以下についてご留意下さい。
 - ・同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に上記宛先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もないものとして取扱います。
 - ・議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- 表面「2. 議決権の額」に記載されている金額と本集會の開催日の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に基づき直近上位機関から交付を受けた書面（86条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。
- 議決権の不統一行使を行う場合には、2025年7月27日（日）（必着）までに別紙「議決権の不統一行使通知」を株式会社マクロミル 社債権者集會担当 宛まで郵送にてご提出ください。

<招集者使用欄>

通番

<事前書面行使>

受付日	印照	検印

<当日出席行使>

本人確認	印照	委任状	検印

<行使結果>

議決権額（86条証明）	→	賛	否	不行使	不統一行使通知
億円					億円

社債権者集会招集者
株式会社マクロミル 御中

社債権者	住 所		
	氏名・商号		実印
	代表者名		

[代理人により当日ご出席の場合]

代 理 人	住 所	
	氏 名	

※代理人により当日ご出席の場合は、集会当日に、委任状を必ずご持参下さい。

株式会社マクロミル
第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
社債権者集会
議決権行使書面

2025年7月31日開催の株式会社マクロミル第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP386303BP62）（以下「本社債」といいます。）における社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使いたします。延期又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

- 議 案：第6回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- 議決権の額 億円 （保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容

	議案に対する賛否
議 案	賛 ・ 否

※賛・否のいずれかに○をつけて下さい

なお、不統一行使を行う場合は「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面を記入して下さい。

裏面記載のとおり不統一行使を行う	
------------------	--

※○を記載のうえ裏面へ

<議決権の不統一行使の内容>

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入下さい。○がない場合は、裏面の記載内容はすべて無効とさせていただきます。
- ・議案に対する賛および否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

(留意事項)

- 本書は、本集會にて議決権を行使いただく際にも必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号及び議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前にご記載いただき、ご捺印の上、本集會の開催日に必ずご持参くださるようお願い申し上げます。
- また、本集會にご出席なさらず、会社法第 726 条第 1 項の規定に基づく事前の書面による議決権行使をご希望される場合には、本書に、日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記載いただき、ご捺印の上、印鑑証明書とともに、2025 年 7 月 30 日（水）午後 5 時（必着）までに株式会社マクロミル 社債権者集會担当宛まで郵送にてご提出ください。なお、既に印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
ただし、書面による議決権行使の場合、以下についてご留意下さい。
 - ・同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に上記宛先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もないものとして取扱います。
 - ・議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- 表面「2. 議決権の額」に記載されている金額と本集會の開催日の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた書面（86 条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。
- 議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 7 月 27 日（日）（必着）までに別紙「議決権の不統一行使通知」を株式会社マクロミル 社債権者集會担当 宛まで郵送にてご提出ください。

<招集者使用欄>

通番

<事前書面行使>

受付日	印照	検印

<当日出席行使>

本人確認	印照	委任状	検印

<行使結果>

議決権額（86 条証明）	→	賛	否	不行使	不統一行使通知
億円		億円	億円		

社債権者集会招集者
株式会社マクロミル 御中

社債権者	住 所		
	氏名・商号		実印
	代表者名		

[代理人により当日ご出席の場合]

代 理 人	住 所	
	氏 名	

※代理人により当日ご出席の場合は、集会当日に、委任状を必ずご持参下さい。

株式会社マクロミル

第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

社債権者集会

議決権行使書面

2025年7月31日開催の株式会社マクロミル第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISINコード：JP386303AQ70）（以下「本社債」といいます。）における社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使いたします。延期又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

- 議 案：第7回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- 議決権の額 億円 （保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容

	議案に対する賛否	
議 案	賛 ・ 否	※賛・否のいずれかに○をつけて下さい

なお、不統一行使を行う場合は「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面を記入して下さい。

裏面記載のとおり不統一行使を行う		※○を記載のうえ裏面へ
------------------	--	-------------

<議決権の不統一行使の内容>

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入下さい。○がない場合は、裏面の記載内容はすべて無効とさせていただきます。
- ・議案に対する賛および否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

(留意事項)

- (1) 本書は、本集會にて議決権を行使いただく際にも必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号及び議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前にご記載いただき、ご捺印の上、本集會の開催日に必ずご持参くださるようお願い申し上げます。
- (2) また、本集會にご出席なさらず、会社法第 726 条第 1 項の規定に基づく事前の書面による議決権行使をご希望される場合には、本書に、日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記載いただき、ご捺印の上、印鑑証明書とともに、2025 年 7 月 30 日（水）午後 5 時（必着）までに株式会社マクロミル 社債権者集會担当宛まで郵送にてご提出ください。なお、既に印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
ただし、書面による議決権行使の場合、以下についてご留意下さい。
 - ・同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に上記宛先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もないものとして取扱います。
 - ・議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- (3) 表面「2. 議決権の額」に記載されている金額と本集會の開催日の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた書面（86 条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。
- (4) 議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 7 月 27 日（日）（必着）までに別紙「議決権の不統一行使通知」を株式会社マクロミル 社債権者集會担当 宛まで郵送にてご提出ください。

<招集者使用欄>

通番

<事前書面行使>

受付日	印照	検印

<当日出席行使>

本人確認	印照	委任状	検印

<行使結果>

議決権額（86 条証明） 億円	→	賛	否	不行使	不統一行使通知

社債権者集会招集者
株式会社マクロミル 御中

社債権者	住 所		
	氏名・商号		実印
	代表者名		

[代理人により当日ご出席の場合]

代 理 人	住 所	
	氏 名	

※代理人により当日ご出席の場合は、集会当日に、委任状を必ずご持参下さい。

株式会社マクロミル

第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

社債権者集会

議決権行使書面

2025年7月31日開催の株式会社マクロミル第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISINコード：JP386303BQ79）（以下「本社債」といいます。）における社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使いたします。延期又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

- 議 案：第8回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- 議決権の額 億円 （保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容

	議案に対する賛否	
議 案	賛 ・ 否	※賛・否のいずれかに○をつけて下さい

なお、不統一行使を行う場合は「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面を記入して下さい。

裏面記載のとおり不統一行使を行う		※○を記載のうえ裏面へ
------------------	--	-------------

<議決権の不統一行使の内容>

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入下さい。○がない場合は、裏面の記載内容はすべて無効とさせていただきます。
- ・議案に対する賛および否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

(留意事項)

- (1)本書は、本集會にて議決権を行使いただく際にも必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号及び議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前にご記載いただき、ご捺印の上、本集會の開催日に必ずご持参くださるようお願い申し上げます。
- (2)また、本集會にご出席なさらず、会社法第 726 条第 1 項の規定に基づく事前の書面による議決権行使をご希望される場合には、本書に、日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記載いただき、ご捺印の上、印鑑証明書とともに、2025 年 7 月 30 日（水）午後 5 時（必着）までに株式会社マクロミル 社債権者集會担当宛まで郵送にてご提出ください。なお、既に印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
ただし、書面による議決権行使の場合、以下についてご留意下さい。
 - ・同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に上記宛先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もないものとして取扱います。
 - ・議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- (3)表面「2. 議決権の額」に記載されている金額と本集會の開催日の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた書面（86 条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。
- (4)議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 7 月 27 日（日）（必着）までに別紙「議決権の不統一行使通知」を株式会社マクロミル 社債権者集會担当 宛まで郵送にてご提出ください。

<招集者使用欄>

通番

<事前書面行使>

受付日	印照	検印

<当日出席行使>

本人確認	印照	委任状	検印

<行使結果>

議決権額（86 条証明）	→	賛	否	不行使	不統一行使通知
億円		億円	億円		